

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

松山市

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	/	下表のとおり。
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	○	下表のとおり。
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
衛生管理等										独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)
	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

今治市

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。	
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。	
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、4人以下も可。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)
	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

宇和島市

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)					(現行基準で規定済)	独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
衛生管理等										独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

八幡浜市

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス	
特養の居室定員									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務								独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容
非常災害対策 (個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
非常災害対策 食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

新居浜市

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務							○	下表のとおり(準用部分に記載)。	
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。	
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。	
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)
	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

西条市

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
	(個別)計画の施設内掲示の義務	/	/	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄	/	/	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。	
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。	
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)
	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

大洲市

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務							○	下表のとおり。	
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。	
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。	
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)
	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

伊予市

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。	
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。	
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)
	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

四国中央市

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務							○	下表のとおり。	
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。	
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。	
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)
	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

西予市

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
	(個別)計画の施設内掲示の義務	/	/	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄	/	/	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。	
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。	
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)
	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

東温市

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。	
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。	
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

上島町

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス	
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	○	/	下表のとおり。
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務								独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
	(個別)計画の施設内掲示の義務								独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
	食糧等生活物資の備蓄								独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

久万高原町

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務							○	下表のとおり。	
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。	
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。	
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)
	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

松前町

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	/	独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	○	下表のとおり。
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
衛生管理等							○			下表のとおり。

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務 (個別)計画の施設内掲示の義務 食糧等生活物資の備蓄
サービス提供記録の利用者への提供	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)。ただし、1年間の猶予期間を設ける。 施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)。ただし、1年間の猶予期間を設ける。 従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)。ただし、1年間の猶予期間を設ける。
記録の保存年限の延長	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供 サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長
衛生管理等	1)感染症又は食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1人以上発生した場合に町及び愛媛県中予保健所に迅速に報告 2)同一の有症者等が5人以上又は全入所者等の半数以上発生した場合に町及び愛媛県中予保健所に迅速に報告

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

砥部町

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	/	独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	○	下表のとおり。
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
衛生管理等										独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務 (個別)計画の施設内掲示の義務 食糧等生活物資の備蓄
サービス提供記録の利用者への提供	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務) 施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務) 従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
記録の保存年限の延長	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供 サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

内子町

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務							○	下表のとおり。	
	(個別)計画の施設内掲示の義務				○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。	
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。	
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)
	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

伊方町

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス	
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務			○	○	○	○	○	下表のとおり。
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)
	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

松野町

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス	
特養の居室定員									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務								独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
	(個別)計画の施設内掲示の義務								独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
	食糧等生活物資の備蓄								独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)				(現行基準で規定済)	独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
記録の保存年限の延長									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

鬼北町

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務							○	下表のとおり。	
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。	
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。	
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)
	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(市町別)

愛南町

独自基準設定状況

項目	サービス種別								内容	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス		
特養の居室定員	/	/	/	/	/	/	/	○	下表のとおり。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。
	(個別)計画の施設内掲示の義務			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
	食糧等生活物資の備蓄			○	○	○	○	○	○	下表のとおり。
サービス提供記録の利用者への提供	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	○	○	○	(現行基準で規定済)	下表のとおり。	
記録の保存年限の延長	○	○	○	○	○	○	○	○	下表のとおり。	
衛生管理等									独自基準は設定しない(省令基準と同じ)。	

《参考》独自基準の内容(概要) ※詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	